

第3回 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会
議事録

1. 日 時：平成30年7月24日(火) 13:30～17:30

2. 場 所：一般財団法人石油エネルギー技術センター 第1,2会議室
(東京都港区芝公園二丁目11番1号)

3. 出席者：(敬称略・順不同)

主 査：土橋

委 員：堀口、井上、荒島、森、三浦(真)、三浦(貴)、福永、印幡、古田、杉本、竹永、迫田、
澤井

共同規格者：二宮、佐藤、吉田、今岸(以上、一般財団法人石油エネルギー技術センター(JPEC))

事務局：小山田、加藤、木村、高橋、岸川、畑山、井口(以上、高圧ガス保安協会(KHK))

オブザーバー：堀、野田、肥後(以上、経済産業省)

4. 配付資料

資料1 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会 委員名簿

資料2 第2回分科会の議事録(案)

資料3-1 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)

(耐圧性能及び強度を除く。)

資料3-2 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)

(耐圧性能及び強度に限る。)

資料4-1 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)と保安検査基準
(圧縮水素スタンド関係)JPEC-S 0001(2018)(案)との比較表(耐圧性能及び強度を除く。)

資料4-2 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)と保安検査基準
(圧縮水素スタンド関係)JPEC-S 0001(2018)(案)との比較表(耐圧性能及び強度に限る。)

参考資料1 圧縮水素スタンド保安検査基準及び定期自主検査指針に係る基本方針

参考資料2 容器則細目告示等

追加資料

5. 定足数報告等

事務局より定足数の報告があり、委員数15名に対し、出席14名で過半数以上の出席があることから、
規格委員会規程第14条の定足数を満足しており、正式に開催する旨の説明があった。

土橋主査より、委員等倫理心得の説明があった。

6. 議事概要

6.1 議事(1) 第2回分科会の議事録の承認について

資料2を用いて前回議事録(案)について事務局から説明があった。その後、資料2を正式な議事録

として承認するための採決が挙手により行われ、出席委員全員の賛成により、正式な議事録として可決された。

6.2 議事(2) 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）KHK/JPEC S 0850-**(2018)の制定について（耐圧性能及び強度を除く。）

資料 3-1,4-1 を用いて KHK/JPEC S 0850-**(2018)（案）（耐圧性能及び強度を除く。）について事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

第 1 節～第 4 節

【6.2-1】

- ・細分箇条 2.9 で「圧力リリース弁を設けた場合は、6.2 による」が削除されているが、省令の技術上の基準の規定で圧力リリース弁を設けると屋根は不要となるが、なくてもよいか。（委員）
- ・別表の完成検査の方法で 33 号のただし書の検査方法が示されていないため削除している。方針に従い、別表の完成検査の方法を反映することとし、現状のままとしたい。（事務局）

【6.2-2】

- ・細分箇条 1.1 の注 3 の上付きがその他の異常に付いているが、他の項目では「外観」などに付いており不整合であると考え。方針として、既存の KHKS と合わせるため、今回はこのままでいくということによいか。（委員）
- ・境界線と警戒表で検査内容は異なり、他の項目のように「外観」に付けるのは難しい。既存の KHKS の改正の際に検討することとしたい。（事務局）

【6.2-3】

- ・滞留しない構造等の項目で特定不活性ガスが入っている理由は何か。（委員）
- ・一般則第 6 条等を準用していることから、除くことは適切ではないため、入れることとした。（事務局）

【6.2-4】

- ・細分箇条 2.18.2.2 は「複合構造蓄圧器」となっている。（委員）
- ・「複合構造の蓄圧器」に修正する（事務局）

【6.2-5】

- ・細分箇条 2.2 において、設備距離緩和のための障壁の検査方法が削除されているが、実態の管理としてどこかで見ているのか。距離の緩和は障壁があるから行われるものであるため、見なくてもよいのかという疑問がある。（委員）
- ・KHKS 0850-5 と同様の書きぶりで追記することとしたい。（事務局）

【6.2-6】

- ・2.18 で複合構造の蓄圧器のみを特出しして記載している理由は何か。複合構造の蓄圧器の範囲はど

う考えればよいか。(委員)

- ・複合構造の蓄圧器の検査方法を規定した理由は、複合構造の蓄圧器は、一般則第7条の3第1項第15号でフルラップ構造又はフープラップ構造であることなど複合構造に対する技術上の基準があるため、その確認のための検査方法を規定したものである。また、一般則第7条の3第1項第15号で複合構造を「ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造」と規定している。(事務局)

第5節、第6節

【6.2-7】

- ・6.3で従前のKHKSにならって液化水素を削除しているが(委員)
- ・2.19 液化水素の放出でカバーしているものである。(事務局)

【6.2-8】

- ・細分箇条6.31で「ディスペンサーのホース」と「充填ホース」が出てくるが、わかりやすいため「充填ホース」で統一いただきたい。(委員)
- ・「充填ホース」であわせる。(事務局)

【6.2-9】

- ・JPEC-Sの5.1.2で「通常の使用範囲」を削除されているが、KHKSは認めないということか。自治体によって、200MPaまで求められるなどかなり厳しい条件を要求される場合がある。(委員)
- ・基本方針に従って作成した。「通常の使用範囲」をJPEC案に入れた理由を確認できていないため、可能であればこの場で確認したい。(事務局)
- ・福永委員の意見のとおり、業界の意見を反映して作成した。(JPEC)
- ・どこまでやればいいのか解説で書くなどできないか。(委員)
- ・フルスケールまで上げて検査することが自治体によって要求されることがある。(委員)
- ・JISでは製造時はフルスケールでの精度検査が求められているが、使用中については決められている。保安検査基準でもどのように検査するか書けないか。(委員)
- ・他の保安検査基準に倣って作成した。(事務局)

【6.2-10】

- ・6.19 ディスペンサーの遮断装置及び漏えい防止措置の検査は、保安検査時に必ずしも充填作業を求めるものではないということによいか。(委員)
- ・この項目に限らず記録確認で可能である。(事務局)

【6.2-11】

- ・6.10 除害のための措置で、アンモニアを残した理由は何か。(委員)
- ・圧縮水素スタンドで使用される可能性があるものを規定しており、アンモニアは冷凍機で使用される可能性があるため残したものである(事務局)

【6.2-12】

- ・細分箇条 6.31 のディスペンサーのホースの破損防止措置で、既存の KHKS 0850-5（天然ガススタンド関係）ではどのような記載をされているか。（委員）
- ・省令で定める圧縮天然ガススタンドの技術上の基準には、同様の基準がないため、KHKS 0850-5 でも定めていない。（事務局）
- ・安全が担保されればよいと考えれば、省令に記載があるかないかにかかわらず天然ガススタンドの基準に倣って、圧縮水素スタンドの保安検査基準にも記載しないという考え方はできないのか。（委員）
- ・法令上定めがあるものについては、検査項目に入れる必要がある。安全の担保は大切なことであるが保安検査基準とは分けて考えるため、検査項目から外すということできない。（事務局）

【6.2-13】

- ・6.31.2 で分解・点検整備で作動の検査も含まれるのであれば、特に記載の必要ではないのではないか。（委員）
- ・第1回及び第2回分科会でもメーカーから説明をいただいたが、作動試験を実施することで部品（ピン）を破壊することから、作動試験をした後は分解点検・整備を行う旨の説明があった。分解点検・整備で作動試験と同じ安全が担保されることからこのように記載した。（事務局）
- ・文章として、著しい引っ張り力によって作動することと、分解点検・整備がつかない。（委員）
- ・文章については検討する。（事務局）
- ・作動試験をすると壊れる可能性がある、分解点検・整備により十分な安全が担保される、と。前回前々回の分科会でのメーカーからの説明はそのような内容であったと理解している。文章はこのままで問題ないと思う。（委員）

【6.2-14】

- ・6.31.2 で「引っ張り力」に修正している理由は何か。（委員）
- ・例示基準の記載に合わせた。（事務局）

【6.2-15】

- ・細分箇条 6.31.2 でタイトルは「分解・点検整備」となっているが、文書中では「分解点検・整備」となっている。（委員）
- ・「分解点検・整備」で統一した修正をさせていただきたい。（事務局）

【6.2-16】

- ・6.26 正式にはガス漏えい検知警報設備ではないか。ガス検知器ではリークチェッカーとなる（委員）
- ・他の保安検査基準に倣って作成した。（事務局）

【6.2-17】

- ・細分箇条 6.26.1 で「など」となっているが、他では「等」が使用されている。また、「あるいは」が使用されているが「若しくは」ではないか。全体的に JIS の書きぶりに合わせて見直ししていただけるとよい。（委員）

【6.2-18】

- ・細分箇条 6.30 a)と b)がどういう意味なのかがよく理解できない。文章中に「次の～」がというのがあればよい。(委員)
- ・既存の KHKS 0850-5 (天然ガススタンド関係) も同様の記載であり、方針に合わせて記載したものである。(事務局)
- ・既存と齟齬があってはいけないという方針ではあるが、新たに作成するのであれば、直すべきところは直した方がよいのではないか。(委員)

【6.2-19】

- ・箇条 6.2 安全装置等 細分箇条が並列になっているので書きぶりを修正した方がよい (委員)
- ・修正させていただきたい。(事務局)

6.3 議事(3) 保安検査基準 (圧縮水素スタンド関係) KHK/JPEC S 0850-**(2018)の制定について (耐圧性能及び強度に限る。)

資料 3-2,4-2,4-2'を用いて KHK/JPEC S 0850-**(2018) (案) (耐圧性能及び強度に限る。) について事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

資料 4-2

【6.3-1】

- ・4.3.4 b)で高圧ガス設備の内部について非破壊検査をすることとなっているが、非破壊検査として磁粉探傷試験等が示されているが、何ができるのか。(委員)
- ・4.3.2.2 で内部からの検査が不可能な高圧ガス設備の代替検査が規定されており、ここに当たらないものが 4.3.4 b)の対象となるため、内部からの検査が可能なものが対象となる。(事務局)

【6.3-2】

- ・箇条 4.3.4 a) 2)で注じゃなく*になっているが注ではないのか。(委員)
- ・既存 KHKS でもそうになっており、方針に合わせて既存 KHKS と合わせた記載としている。機会を見て修正を検討することとしたい。(事務局)

【6.3-3】

- ・附属書 A.1 と A.2 となっているが、附属書内の細分箇条と見分けがつかない。(委員)
- ・修正する。(事務局)

【6.3-4】

- ・4.3.2.3 で、プレート熱交を削除されているがなぜ削除したのか。(委員)
- ・構造でできないのはわかるが、前回資料 7 で説明したが、接合の方法まで記載されており、例示するには不適ではないかということで削除した。必要に応じて解説で記載することを検討する。(事務局)

【6.3-5】

- 4.3.3 目視検査 a)内部の目視検査で、管理された水素は内部目視検査不要とあるが、つまり耐圧試験やらなくてよいということか。(委員)
- 耐圧試験は、4.3.3a)内部の目視検査、4.3.4a)肉厚測定、4.3.4b)肉厚測定検査を行わない時の代替措置である。その他の試験項目も実施するか、もしくは不要なのであれば、そのような結論となる。(事務局)

【6.3-6】

- 附属書 A 省令で 82MPa 以下となっているため、ここでそれを言う必要はないのではないか。(委員)
- 削除することとする。(事務局)

【6.3-7】

- 附属書 A.1 で対象から水素ガスが除かれているが、水素ガスが流れるフレキシブルチューブはどのようにすればよいのか(委員)
- 確認、検討する。(事務局)
- 附属書 フレキシブルチューブ(水素は除く)とあるが、水素が流れているフレキシブルチューブはどうなるのか。(委員)
- 25MPa の制限があるので分けた経緯があるが、検討したい。(事務局)

【6.3-8】

- 4.3.2.3 プレート式熱交換器 はプレクーラだけでなく、圧縮機のクーラーとしてもつかわれているケースがあるので、その扱いもわかるようにするとよい。(委員)
- 附属書 A-2 の引用元の数値が変わることもあると思うが、それならば例えば ISO の番号としてよむようにするなどの方法もあるのでは。(委員)
- 検討する。(事務局)

【6.3-9】

- 附属書 A.2 の表 A で数値が記載されているが、これの元となっている数値が変わった場合にこの表も変わるのか。そうであれば、この数値の元となっている ISO 規格等を読むのがよいのではないか(委員)
- 検討させていただきたい。(事務局)
- ISO 規格で緩和される場合もあるため、その場合は KHKS で検討が必要と考える。ISO 規格を引用する場合には注意が必要である。(委員)

【6.3-10】

- 4.4.3 1) 5 行目に「およびについては」とあるがこの「および」は削除か。(委員)
- 削除する。(事務局)

【6.3-11】

- ・ 附属書 A1 水素ではないフレキシブルチューブは何を想定しているのか（委員）
- ・ 一般的には LP ガスが想定される。（事務局）
- ・ A.3.2 で想定するものは何か。（委員）
- ・ 現段階で想定しているものはない。（事務局）
- ・ 特に想定しているものがないのであれば記載する必要があるのかは疑問である（委員）
- ・ 検討する。（事務局）

【6.3-12】

- ・ 管理された水素で実際に検査する際に管理された水素として判断する場合は、どのようにやっているのか（オブザーバー）
- ・ 純度の高い水素か否かの判断は検査実施者により差は出てくる。（事務局）
- ・ 附属書 A.2 の A.4～6 は削除する。（事務局）
- ・ 管理の確認はどのようにするのか（委員）
- ・ 管理の確認については、検査の方法を定める保安検査基準としてはなじまない。（事務局）
- ・ 保安法の中では水素の純度は決められていないが、実際には車に入れる際の純度は求められている。（事務局）
- ・ 実際に確認する際には、自動車に入れる品質を確保していることを検査者が確認するような運用になるということか。（委員）
- ・ 水素の品質について、高圧ガス保安法ではなく、品確法（揮発油等の品質の確保等に関する法律）でコントロールされているものとして扱っている。仮にそれから外れていたとしても保安検査で指摘する法令的な根拠がない。（委員）

資料 4-2'

【6.3-13】

- ・ 表 5 の限界サイクル数は試験圧力サイクル数でよいか（委員）
- ・ そのとおりである（事務局）

【6.3-14】

- ・ 開放検査で何を確認しようとしているのか。（委員）
- ・ ネジ部も含めて目視で見るとということ。非破壊検査で内部からどうするのかというと、ネジ部くらいしかできないかもしれないが。（事務局）
- ・ ネジ部もものによっては射角で見れるものがあるが、開けることが前提となっているのが 外から見ても十分安全を担保できるものがある。強制的にやらなければいけないことに疑問はある。（委員）
- ・ 制作時にどういうことを考えているのかも影響するのかもしれないが、製造時の検査ですべて確認できていればいいが、見落としもあるだろう、水素の影響があるだろう、というところで特認や事前評価を受けており、大丈夫という考え方もあるが、何も確認しないまま一律の基準として良いのか。（事務局）
- ・ 開けることによって何の安全が担保できるのかが不明。（委員）

- ・自治体の方がこの記述で検査できるのか。蓄圧器を開放して実際に検査ができるのか。(委員)
- ・検査については KHKS どおりの検査がされていることを記録で確認することとなる。その記録で合格と書いてあれば、問題ないと判断している。この検査で良いか悪いかを判断するのは難しい。(委員)
- ・基準では、4.4.1 の規定のとおり (事務局)
- ・例示基準の水素の影響を受けない材料を使用しているも、開放して検査が必要な理由がわからない。(委員)
- ・水素による劣化損傷は受けないかもしれないが、圧力による影響は受ける。不純物の混入等の確認をすること。(事務局)
- ・減肉もない、水素浸食もない、クリープの発生する温度域でもない、それを設計段階で余寿命を見ているものもあり、その半分で開けてというのは、蓄圧器とは別のものをベースにされているものと思われる。事前評価等で余寿命は既に確認しているがそれをさらに2分の1であけるということなのか。(委員)
- ・寿命の半分で設計されていればそれ以上のことはない。但し、表5の下段の2)が効いてきてしまうかもしれない。(事務局)
- ・事前評価を行い特認取得した鋼製の蓄圧器は、設計の段階でき裂の進展についてもしっかりみている。それなのに、下段は3年や1年の検査間隔となっている。注記 i)で除外が認められる記載もあり、敢えて区分されているが、この除外対象のものは設備の種類で区分されている特認蓄圧器とイコールのことではないか？3年周期を記載し、わざわざ注記として区別する必要性がよくわからない。(委員)
- ・既存の KHKS でも貯槽以外の圧力容器はすべて3年になっている。水素の影響を受けてしまうということ、内側からも検査しておく必要もあると考える。(事務局)
- ・実態として表5のすべてのパターンが出てくる可能性があるのか(委員)
- ・②は現状ないのかもしれない。多くは、①、③、④と考えられる(事務局)
- ・初めに見込んだ年数は使えるのか。(委員)
- ・KHKTD 5202 で15年に想定する設計圧力サイクル数半分で使用することをやめれば開放検査をしなくてもよいと考える。(事務局)
- ・内部から何をするのかというと、目視くらいしかないのではないと思うが、設計上問題ないのかもしれないが内部を見なくてもよいのかというのが疑問である。(事務局)
- ・悩ましいところであるが、超高圧の水素を使うところでどうしていくか、やりようがないからやらないという考え方はないので、内部を確認することで予想外のき裂等を確認できる、その対案がなかなかないということか。(委員)
- ・そこは、鋼製については、外からの非破壊検査でき裂等の確認が可能である。開けると水分等が混入して、返って危ないことになってしまうことがある。(委員)
- ・外側から非破壊検査の開放検査に代えての検査は既存の KHKS でも規定されているが、2回連続はできないし(参考：保安検査基準 附属書D)がある。あと、全面できるのかという疑問もある。(事務局)
- ・それで、じゃあ、開けてみるしかない、安全を担保するには開けるしかないということになると。(委員)

- ・いや、だから、そうじゃなくて、開けない方が安全だという話をしたところ。(委員)
- ・だから、問題点はやはりここですね。(委員)

【6.3-15】

- ・事務局の提案は、基本は3年。開けて中をみるのが基本。ここが出発点。それで、危険性の高い水素で、更に圧力が高いので、これは1年にしましょう。と。そこで、外部から非破壊試験をしていけば、3年でいいですよ。これが、だいたい基本的な考え方。
基本は3年というのがあるから、これを無視できない。これを覆すには、それなりの確固たる根拠がないと、論理的に大丈夫ですよと説明ができない。これが事務局の難しいところと思う。この課題を完璧にクリアするというのは土台無理な話なので、ある程度例えばこれでそんなに危なくないですよ、メーカーがなるほどなと思うところにもっていくしかないですよ。
そこで、設計上大丈夫だからっていうのは通らない。だったら最初から検査いらないじゃないかという話になる。そこをどう整理するか。ってことで、ここまでだいたいあってますかね。(委員)
- ・はい。(事務局)
- ・水素で圧力が高いから1年にするっていうのも、実はそんなに確固たるものはない。なぜ1年にしなきゃいけないか。(委員)
- ・検査周期を短くすれば良いとは思わない。検査すること自体が無駄とも思わない。安全を担保することが大切。開放すれば安全を担保できるというものではない。そこを心配している。(委員)
- ・FCVに搭載している容器は開放するのか(委員)
- ・容器則の規定により、必要となっていない。(事務局)
- ・同様と考えられないのか。(委員)
- ・複合構造の蓄圧器は同じような考え方としている。ただし、開放検査が不要なのでなく、開放検査の時期が来る前に寿命が来て使えなくなるということ。FCVに搭載している容器も同様に使用期限がある。(事務局)

【6.3-16】

- ・③でNDISの射角で十分だと思う。(委員)
- ・資格については、NDISで超音波Lv2等が書いてあるが、試験方法についてはこれで十分ではと考えたが、寿命の管理としては供用適正評価を参考とした。(事務局)
- ・評価する人と検査をする人は別でいいのではないかと(委員)
- ・検討させていただきたい。(事務局)
- ・鋼製蓄圧器の超音波探傷試験、45MPaの場合も毎年なのか。(委員)
- ・前提としては毎年。伸ばせる。(事務局)
- ・開放するしないにかかわらず全面非破壊検査、それをやったとして、おまけとして開放も3年に1回。並行して両方。それが今の案。それで、毎年の全面非破壊検査も開放検査も周期は伸ばしているのか、それは解説で記載するのか。(委員)
- ・決まってないがKHKとして認める制度を作ってサポートしても良いのではないかと検討している。(事務局)
- ・開放検査については国際的には保守的である。非破壊検査に関してももっと積極的にできないのか

という声がある。ベースラインが保守的なところがあるので、なかなか思い切ってできない。今までよりは進んでると考えて良いのか。これまでは、毎年開けなさいだったわけだから。(委員)

- ・設計の段階でかなり保守的な考えで寿命を決めているので、さらに何を見ているのかわからない開放検査を3年に1回行うことについては疑問である。(委員)
- ・本音は私もそうなのですが。(委員)
- ・ここで良くて、一般社会で受け入れられるかということ。(委員)
- ・非破壊検査がない時代にとりあえず開ける開けるとなった。現在においては、かなり非破壊検査の技術が進歩したにもかかわらず、相変わらずとりあえず開けるが残っている。(委員)
- ・1年(周期)をなんとかするくらいしかできないかな、と思う。(委員)
- ・3年目の1回目の開放はマストだと考えてよいか。(委員)
- ・過去の同様の記録で認められる場合もあるのではないかと。(事務局)
- ・書き方をもう少し工夫していただきたい。いったん開けないと延長できないと解釈することが起こるのではないかと。(委員)
- ・SCM435は毎年開放する、UTも毎年やるということか。(委員)
- ・繰り返しになるが、ねじ部がある。(事務局)
- ・どちらか片方でいいのではないかと。KHKとしては両方毎年でない安全を担保出来ない、その技術的根拠はなんなのか。これはしっかり確認したい。(委員)
- ・そもそも劣化することが分かっているのであれば、こう書かざるを得なかったと考えている。(事務局)
- ・開けてできることは目視検査だけということはあるかもしれない。(事務局)
- ・1年をもう少しどうにかしてくれということであれば、もう少し考えたい(事務局)

【6.3-17】

- ・開放することはコンサバティブな考え方なのか。毎年高圧蓄圧器を開放することで安全を担保しているというふうに、一般の方に安全の取り組みをどのように説明して理解していただくかも大切なことなのは理解する。一方現実の運用として、技術屋として、腐食のリスクという面からいうと頻繁に大気開放することは危ないのではないかと判断もある。(委員)
- ・蓄圧器を開放して、空気にさらして、水分にさらして。それを毎年やるのがKHKとして安全という判断なのか。(委員)
- ・見ない方が安全なのかという話になってしまう。開けることによる弊害があることは存じているので、当然ご意見はいただきたい。(事務局)
- ・異常を確認するという点に関しては、目視検査は有効な検査方法の一つと考えている。1年がやりすぎというなら少し考えたい(事務局)
- ・根拠がなく水掛け論をしても仕方ないしすぐには決められない。ただ、え、そうしちゃうのかな、もう少し議論できるんじゃないかな、と思う。蓄圧器を開放して内面を水分にさらすとそれを置換するのも大変で、腐食リスク要因になってしまうのも心配なこと。(委員)

【6.3-18】

- ・表5のうち、SCM435の40MPa用蓄圧器は、開放周期の根拠はなく、実績として2002年頃から使

用されてきておりもう15年の使用実績ができています。この間、想定外の腐食の発生などの損傷は発生していない。耐腐食性に対して15年程度の実績があり、かつき裂進展に関しては非破壊検査を毎年行うことで担保できる。その条件であれば開放不要や開放周期延長についてももう少し踏み込んで考えてもいいのではないかと考えた。(委員)

- ・④で条件分けをして検討したい(事務局)
- ・特定の企業の容器は大丈夫と言えるだろうが、基準としてこういったものが出てくるかわからない中で、このように規定することで対処できるのではないかと考えた。(事務局)

【6.3-19】

- ・表5の修正は行うのか。(委員)
- ・表5を保安検査基準として制定したあとは、次回の見直しのタイミングとなる。(事務局)

【6.3-20】

- ・議論が尽くされたとは言いきれない。作業部会はあるのか。(委員)
- ・関係者間で意見のすり合わせは可能。(事務局)
- ・このまま採決は難しい。(委員)
- ・4.4蓄圧器は議論が必要。その他の部分は、2.18.2「複合構造の」、6.31「充填ホース」、2.2緩和措置、分解点検・整備及び6.2の並列表記を修正、附属書A.1及びA.2は全面的に見直し、その他の部分は修正するかどうか、事務局内で検討する。(事務局)

6.4 議事(4) その他

事務局から次回の分科会の日程の連絡があった。

次回分科会：第4回 8月31日(金) 13:30から

以上